

# ■令和8年度 白糠町立庶路学園 部活動に係る活動方針

令和8年4月3日

## 1 部活動の意義

生徒の自主的自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意する必要がある。また、異学年との交流をとおして生徒同士や教師と生徒等との好ましい人間関係の構築や、生徒自身が活動をとおして自己肯定感を高めるなど、生徒が多様な学びや経験をする場として、教育的意義が高い。

## 2 部活動の目的

部活動により、生徒が生涯にわたってスポーツや文化、科学等に親しみ、社会の中でよりよく、豊かに生きるための資質・能力の基盤を育むことを目的とする。従って、体力や技能の向上のみを目的としたり、勝利至上主義に徹するといったような偏った指導は慎むべきであり、適切な指導や支援により、諦めずに粘り強く行う耐性や目標に向かって努力することの大切さ、仲間と協力したり、切磋琢磨する関係づくり等、生徒一人一人が充実感や達成感を味わうことができるようにすることが肝要である。

## 3 部活動の在り方

白糠町教育委員会が策定した「白糠町立学校に係る部活動の方針」に則り、成長期にある中学生の活動としてふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、体罰や暴言、ハラスメントの根絶を徹底し、安全で安心な指導の徹底と活動環境を整える。

## 4 指導と体制

部活動の運営は、生徒の自主性や主体性を育成するためにも、目的に応じた活動となるように工夫する必要がある。練習計画や練習内容の策定についても「生徒自らが安全で楽しい部活動のルールづくりに参画し、主体的に活動する態度を育てる」視点を踏まえた指導体制を推進する。運営にあたっては、顧問・生徒の信頼関係づくりが活動の前提となり、生徒とのコミュニケーションを十分に図るように留意する。

### (1) 活動計画・実施報告書の作成

部活動の顧問は、毎月の活動計画を作成し、生徒・保護者へ連絡する。活動計画により、部活動指導委員会は活動の概要を把握し、生徒が安全・安心に活動を行い、過度な負担となっていないかを複数の目で検証する。また、校長への実績報告をもって、校長は実態把握・指導・是正を行う。

### (2) 活動時間及び日数等について

- ① 部活動における休養日及び活動時間については、スポーツ医学等の見地より、成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送ることが重要であることから、次のとおりとする。
  - i 学期中は週あたり2日以上休養日を設ける。  
(平日に少なくとも1日以上、土曜日・日曜日(以下週末とする)に少なくとも1日以上)
  - ii 週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えるものとする。
  - iii 活動を行う場合は、事前に保護者の同意を得るとともに、校長の許可を受けるものとする。
- ② 長期休業中の休養日は学期中に準じた扱いとし、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ③ 1日の活動時間は最大で2時間程度、学校の休業日(学期中の週末、祝日等を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。したがって、早朝練習や泊を伴う合宿等は行わない。また、原則として宿泊を伴う合宿等は行わない。
- ④ 休養日の弾力的な設定
  - i 学期中は、平日に週1日以上、週末または祝日に月1回以上の休養日を設けるほか、学校閉庁日は休養日とする。(週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は休養日を他の日に振り替える。)

- ⑤ 活動時間の弾力的な設定
  - i 1日の活動時間は長くとも2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、1週間の活動時間は長くとも11時間程度とする。
- (3) 活動場所等の整備について
 

部活動で使用する用具・器具等の安全な取扱や管理・点検に努めるとともに、活動場所の整備に努める。
- (4) 大会等への出場及び校外への移動について
 

1年間で予定される大会・コンクール等への出場の見直し、生徒・顧問（指導教師）ともに心身の負担や校外への移動に伴う交通費等に係る家庭の経済的な負担の軽減を図る。

対外試合等による校外への移動には、顧問（指導教師）または校長が認める部活動指導員が引率することを厳守する。
- (5) 合同チーム編成
  - ① 申し合わせ事項に基づき、当該校校長の承認を得て、当該校同士の同意のもと成立するものとする。
  - ② 合同期間、練習場所、練習時間、練習内容、顧問体制（主導者を明確に）、指導体制について、上述の（1）～（4）に則り、明らかにするとともに、当該校の保護者に説明し、承認を得る。（送迎、日常の活動での協力事項等を含む）
  - ③ 町内少年団とのかかわりについて外部指導者登録と合わせ、部活動（学校での活動）との関係を明確にする。
- (6) 小学生（少年団）との合同練習について
 

小中一貫教育推進の観点から、有効な手段のひとつであると判断し、次の条件下での活動を認める。

  - ① 顧問ないし部活動指導員及び少年団指導者の監督下で行われる活動であること。
  - ② 安全面での配慮を最優先に確保し、活動中の怪我等への対応はもちろん、不測の事態に対応出来る体制を整えておくこと
  - ③ できるだけ1年の活動計画に位置付けること
  - ④ 1ヶ月内に予定されている活動計画を校長に提出し、許可を得ること
  - ⑤ 小中担当者間での連絡を密にし、事前に小中双方の保護者の同意を得ること
  - ⑥ 活動内容が児童・生徒への過度な負担とならないよう、練習内容を工夫すること

## 5 本年度の部活動

### (1) 常設部活動

次の部活動を常設する。

女子バレーボール部 音楽部

### (2) 非常設部活動

その他の部活動種目については、生徒からの申し出があった場合に、中体連事務、中体連大会引率のみを行う。

### (3) 平日の活動期間と活動時間（休業日・長期休業中を除く）

4月～ 3月 18時00分まで（最長）

### (4) 完全休業日

白糠町教育委員会で定める学校閉庁日には、部活動は活動停止期間とする。

### (5) テスト期間に係る部活動について

原則として、学力テスト前日は活動停止期間とする。停止期間が特例（4-(2)⑤)にあたる場合は、別途協議のうえ、校長が判断する。

### (6) 荒天時の部活動について

- ① 荒天による学校閉鎖日は活動中止とする。
- ② 午前7時に白糠町に「暴風」「大雨」「大雪」「洪水」等の警報が発令されている場合は、午前の部活動は中止とする。
- ③ 午前10時現在で、警報が解除された場合は、正午以降の活動は可能とする。
- ④ 午前10時現在で、警報発令中の場合は、その日の部活動は中止とする。

- ⑤ 学校での部活動中に警報が発令された場合は、速やかに活動を中止し下校することを原則とする。
- ⑥ その他、警報が発令されていなくとも、安全な活動が困難であると判断される場合は、活動を制限することがある。また、地震発生、Jアラート発令等の場合は別に定める危機管理マニュアルに従い、速やかに対処する。

## 6 その他

- (1) この活動方針は、各関係機関より発出される方針（「白糠町立学校における働き方改革アクションプラン」、「白糠町立学校に係る部活動の方針」等）の改訂や見直し等に応じて、適宜内容の見直しを図る。
- (2) その他、部活動に係る取り決めや確認が必要な場合は、生徒指導部直轄の部活動委員会において審議し、校長がこれを承認することで発効する。

### ※ 参考

白糠町立学校における働き方改革アクション・プラン（平成31年3月改訂）

白糠町立学校に係る部活動の方針（平成31年3月 令和6年4月改訂）

北海道の部活動の在り方に関する方針（平成31年1月）

学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」（平成30年3月）

道立学校に係る部活動の方針（平成31年1月）

運動部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁 令和4年12月）